(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月8日

東京都知事 殿

提出者

住 所 神奈川県相模原市中央区富士見2-8-8

氏 名 住宅情報館株式会社 代表取締役社長 黒

瀬 雄治

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-704-7071

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	:業場の名称	住宅情報館株式会社
事	業場の所在地	都内各現場 (八王子市を除く)
計	画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該	事業場において現に行	fっている事業に関する事項
	①事業の種類	建設業
	②事業の規模	エリア内元請完成工事高 5,384百万円
	③従 業 員 数	6 7名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	・木くず→破砕→再利用 ・金属くず→破砕→再利用 ・石膏ボード→破砕→再利用 ・紙くず→圧縮/梱包→再利用 ・繊維くず→圧縮/梱包→再利用 ・魔プラスチック類→圧縮/梱包→再利用または安定型埋立 ・ガラスくず及び陶磁器くず→破砕→再利用または安定型埋立 ・がれき類→破砕→再利用または安定型埋立 ・がれき類→破砕→再利用または安定型埋立 ・がれき類→破砕→再利用または安定型埋立 ・※収集運搬および中間処分・最終処分を業者に委託

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 住宅情報館(株)施工管理部(統括) 施工管理部(新築工事) 事業推進部 (解体工事) 総務部(自社店舗工事) 住宅サービス部(リフォーム・増改築) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず 排 92.60 出 量 254.30 (これまでに実施した取組) ①現状 工場でプレカット加工を実施し、廃材はリサイクルへ回す。 産業廃棄物の発生状況を分析し、適正量の材料発注を行い、 廃棄物の排出を抑制する。 床養生をリサイクル養生へ完全移行。 余剰材の引き上げ。 簡易梱包の実施。 【目標】 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず 排 出 量 279.70 101.80 t (今後実施する予定の取組) ②計画 引続き産業廃棄物の発生状況を分析し、適正量の材料発注を行い、 廃棄物の排出を抑制する。 産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生現場毎に、廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ ガラス・コンクリートへの分別を社内ルールで制定し、 ①現状 混合を出来る限り減らす。 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②計画 引き続き現状の分別を実施し、現場作業員に分別の徹底を 指導・教育する。

	廃棄物の 出	量 量	ガラス陶磁器等くず 678.30 t	コンクリート片 463.20 1	t	紙くず	202. 90	t	木くず	671. 9
									<u> </u>	
/口無 】										
【目標】		ماد کالیم	T						T	
	廃棄物の)種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片		紙くず			木くず	
)種類 量	ガラス陶磁器等くず 746.10 t		t	紙くず	223. 20	t	木くず	739. 2
産業	廃棄物の				t	紙くず	223. 20	t	木くず	739. 2

	廃棄物の		繊維くず			建設混合廃棄物				
排	出	量		1.80	t	103. 30	t	 t		_
【目標】						T				
	廃棄物())種類	繊維くず			建設混合廃棄物				
)種類 量	繊維くず	2. 10	t	建設混合廃棄物 113.60	t	 t		
産業	廃棄物の		繊維くず	2. 10	t		t	 t		
産業	廃棄物の		繊維くず	2. 10	t		t	 t		

自ら行う産業廃	棄物の再生利用に関する事項		
	【前年度(令和5年度)	実績】	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
O.E. 17.	自ら再生利用を行った 産業廃乗物の量	- t	- t
①現状	(これまでに実施した耳	取組)	
	全ての種類該当なし		
	【目標】		
	■ 日標】 - 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	産業廃業物の種類 自ら再生利用を行う	(先) ノハノソノ規	並海、9
②計画	産業廃棄物の量	- t	– t
少印画	(今後実施する予定の)	取組)	
	全ての種類該当なし		
 自ら行う産業廃	 乗物の中間処理に関する事項		
	【前年度(令和5年度)	実績】	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した!	 取組)	
	全ての種類該当なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の)	权組)	
	全ての種類該当なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 ガラス陶磁器等くず コンクリート片 紙くず 木くず 自ら再生利用を行った t t t t 産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 ガラス陶磁器等くず コンクリート片 紙くず 木くず 自ら再生利用を行う t t t 産業廃棄物の量 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 ガラス陶磁器等くず 紙くず 木くず コンクリート片 自ら熱回収を行った t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t 量した産業廃棄物の量 【目標】 紙くず 産業廃棄物の種類 ガラス陶磁器等くず コンクリート片 木くず 自ら熱回収を行う t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t t 量する産業廃棄物の量

			(男3回)-3		
自ら	行う産業廃棄物の再生利	月に関する事項			
	【前年度(令和5年度)	実績】			
	産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
		繊維くず	建設混合廃棄物		
	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う	利以不在 〉 9	建议化石炭果物		
	産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら	行う産業廃棄物の中間処	 L理に関する事項			
	【前年度(令和5年度)				
	産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
	自ら熱回収を行った	- t	- t	- t	- t
	産業廃棄物の量				Ü
	量した産業廃棄物の量	- t	- t	– t	- t
	 【目標】				
	産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

J	ηの埋立処分又は海洋投入処分に				
	【前年度(令和5年度)	実績】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		金属くず	
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃乗物の量	-	t	-	
少先小	(これまでに実施した)	取組)			
	全ての種類該当なし				
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類		金属くず	
@ 1 . 	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	-	t	-	
②計画	(今後実施する予定の)	取組)			
	全ての種類該当なし				
	全ての種類該当なし				
業廃棄物の処理⊄					
業廃棄物の処理 の	全ての種類該当なし)委託に関する事項 【前年度(令和5年度)	実績】			
業廃棄物の処理 の)委託に関する事項	実績】		金属くず	
業廃棄物の処理⊄)委託に関する事項 【前年度(令和5年度)	I	t	金属くず 92.60	
業廃棄物の処理 <i>₫</i>	を (前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	t		
業廃棄物の処理の ①現状	②委託に関する事項 【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者	廃プラスチック類 254.30	-	92. 60	
	回委託に関する事項 【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への	廃プラスチック類 254.30 250.30	t	92. 60 91. 30	
	②委託に関する事項 【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者	廃プラスチック類 254.30 250.30 254.30	t	92. 60 91. 30	
	②委託に関する事項 【前年度(令和 5 年度) 産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処 理 委 託 量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者	廃プラスチック類 254.30 250.30 254.30 -	t t	92. 60 91. 30	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

屋	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
海	自ら埋立処分又は 洋投入処分を行った 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず		コンクリート片		紙くず		木くず	
全処理委託量	678. 30	t	463. 20	t	202. 90	t	671. 90	t
優良認定処理業者 への処理委託量	674. 90	t	275. 30	t	202. 90	t	663. 60	t
再生利用業者への 処理委託量	678. 30	t	463. 20	t	202. 90	t	671. 90	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t	_	t	-	t

【前年度(令和5年度)	実績】						
産業廃棄物の種類	繊維くず		建設混合廃棄物				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	_	t	-	t	_	t	-
【目標】							
産業廃棄物の種類	繊維くず		建設混合廃棄物				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う	_	t	-	t	-	t	_
産業廃棄物の量							
廃棄物の処理の委託に 関							
			建設混合廃棄物				
廃棄物の処理の委託に関 【前年度(令和5年度)	実績】	30 t	建設混合廃棄物 103.30	t		t	
廃棄物の処理の委託に関 【前年度(令和 5 年度) 産業廃棄物の種類	実績】			t		t	
廃棄物の処理の委託に関 【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者	実績】 繊維くず 1.8	70 t	103. 30		-		
廃棄物の処理の委託に関 【前年度(令和5年度) 産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への	実績】 繊維くず 1.8 1.7	70 t	103. 30	t	-	t	-

(第5面)

		(第5页	 到 <i>)</i>	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
		全処理委託量	279.70 t	101.80 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	275.30 t	100.40 t
		再生利用業者への 処理委託量	279.70 t	101.80 t
		認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
		(今後実施する予定の) 優良性評価制度適合の収		その選定強化。
※ 事	罫務処理 欄			

(第5面)-2

(
【目標】									
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず					
全処理委託量	746.10 t	509.50 t	223. 20 t	739.20 t					
優良認定処理業者 への処理委託量	742.40 t	302.80 t	223. 20 t	730.00 t					
再生利用業者への 処理委託量	746.10 t	509.50 t	223. 20 t	739. 20 t					
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t					
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t					

(第5面)-3

(第3回) — 3								
	【目標】							
	産業廃棄物の種類	繊維くず		建設混合廃棄物				
	全処理委託量	2. 10	t	113.60 t	t	- t	-	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1.90	t	105.60 t	t	- t	-	t
	再生利用業者への 処理委託量	2. 10	t	- t	t	- t	-	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	- t	t	- t	-	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	- t	t	- t	-	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。